

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例  
をここに公布する。

令和6年8月23日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

古川隆三郎

長崎県後期高齢者医療広域連合条例第3号

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条  
例

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年長崎県後期  
高齢者医療広域連合条例第11号）の一部を次のように改正する。

第26条を削り、第27条を第26条とし、第28条から第30条までを1条ずつ繰  
り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するた  
めの番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政  
令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第10条の規定に  
よりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした  
行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。